

## 鳥獣3計画の策定について

第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画  
大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）  
大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）

### 計画の位置付け

◆現在、大阪府では人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を適切に保護管理するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、「第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画」及び「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画」「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画」を策定しています。（以下「鳥獣3計画」という。）

現行の鳥獣3計画については、令和3年度末（令和4年3月31日）をもって計画期間が終了することから、環境省が定めた基本指針に即して、令和4年度以降の新たな鳥獣3計画を策定する必要があります。

◆計画期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

◆策定内容：環境省が法に基づき策定する基本指針等に即して、野生生物部会等で審議

### 経 過

<令和3年>

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 5月～9月  | 環境省が定める基本指針（素案）に基づき、鳥獣3計画素案を作成 |
| 9月28日  | 第1回大阪府環境審議会野生生物部会（諮問・審議）       |
| 10月26日 | 基本指針の告示（環境省）                   |
| 11月8日  | 大阪府環境審議会（諮問事項報告）               |
| 12月    | 第2回 大阪府環境審議会野生生物部会（審議）         |
| 12月    | パブリックコメントの実施                   |

<令和4年>

- |    |                           |
|----|---------------------------|
| 2月 | 第3回 大阪府環境審議会野生生物部会（審議・答申） |
| 3月 | 計画公表、環境大臣報告、関係機関報告        |
| 4月 | 新計画に基づく対策の実施              |
| 6月 | 大阪府環境審議会への報告              |